

地域の感染状況を踏まえた県外の教育活動の実施について

令和3年2月4日

栃木県教育委員会

(以下を抜粋)

1 基本的な考え方

次の(1)～(3)の県外での教育活動については、本県の感染状況はもとより、活動場所となる都道府県が自らの地域の感染状況をどのように判断し、住民に対しどのような協力要請を行っているか等を踏まえて慎重に判断することとする。

- (1) 宿泊を伴う活動（スキー教室、学習合宿等）
- (2) 宿泊を伴わない活動（遠足、課題研究発表会、ボランティア活動、弁論大会等）
- (3) 部活動の遠征や合宿等（日帰りを含む）

2 県外での教育活動の中止又は変更の判断基準

次のいずれかの場合には、中止又は活動場所や日程の変更を行うことを前提に実施の可否を検討する。

【中止又は変更の判断基準】

- (1) 栃木県内の感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条又は第45条に基づき、栃木県知事から県民に対し、県外への往來の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。
- (2) 活動場所となる都道府県全域又は一部地域の感染状況を踏まえ、「特措法」という。）第24条又は第45条に基づき、当該都道府県知事から住民に対し、地域外への往來の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。
- (3) 活動場所となる都道府県全域又は一部地域について、感染が急速に拡大していることにより、当該知事が、政府分科会による警戒レベルのステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達した地域（「感染が拡大している地域（感染拡大地域）」）と判断した場合。